

○藤沢市災害援護資金貸付金貸付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、この市の住民の福祉及び生活の安定を図るため、藤沢市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年藤沢市条例第6号）の規定による災害援護資金の貸付けの対象とならない、降雨による被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けをすることを目的とする。

(貸付対象者)

第2条 市長は、次の各号のいずれにも該当する世帯の世帯主に対し、災害援護資金の貸付けを行うものとする。

- (1) 降雨により水害が発生し、居住の用に供している住家、店舗及び事業所が床上浸水以上の災害を受けた世帯
- (2) 災害発生日において、世帯主が、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)の規定によりこの市の住民基本台帳に記録されている世帯
- (3) その世帯主が現に藤沢市災害弔慰金の支給等に関する条例又は本要綱に基づく災害援護資金の貸付けを受けていない世帯

(貸付限度額)

第3条 貸付限度額は、1世帯につき1,000,000円とする。

(償還)

第4条 償還期間は、6年以内とする。ただし、初めの1年は、償還据置期間とする。

2 償還の方法は、元金均等による年賦償還、半年賦償還又は月賦償還とする。ただし、繰上償還をすることができる。

(準用規定)

第5条 藤沢市災害弔慰金の支給等に関する条例第10条から第16条までの規定及び藤沢市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則（昭和49年藤沢市規則第15号）第3条から第11条までの規定は、災害援護資金の貸付け等について準用する。

(様式)

第6条 この要綱の規定により必要とする書類の様式は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年6月25日から施行する。